

○熊本大学国際先端科学技術研究機構規則

(平成 28 年 2 月 24 日規則第 19 号)

改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 176 号 平成 29 年 4 月 7 日規則第 183 号
令和 2 年 3 月 31 日規則第 177 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 8 条の 7 第 2 項の規定に基づき、熊本大学国際先端科学技術研究機構(以下「科学技術研究機構」という。)に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第 2 条 科学技術研究機構は、大学院先端科学研究部、産業ナノマテリアル研究所、くまもと水循環・減災研究教育センター、先進マグネシウム国際研究センター(以下「自然科学分野の研究組織」という。)との連携のもと、国際的な先端科学技術研究、人材発掘及び人材育成を行い、もって、本学の自然科学分野の基礎研究から応用研究並びに国際レベルの研究力及び教育力の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 科学技術研究機構は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際先端科学技術研究の実施に関すること。
- (2) 国際共同研究の推進に関すること。
- (3) 先導的研究人材の発掘及び育成に関すること。
- (4) その他科学技術研究機構の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第 4 条 科学技術研究機構は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究機構長
- (2) 副研究機構長
- (3) 専任教員
- (4) 国際共同研究員
- (5) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教
- (6) 客員教授及び客員准教授
- (7) その他研究機構長が必要と認めた者

(研究機構長)

第 5 条 研究機構長の選考は、学長が行う。

- 2 研究機構長は、科学技術研究機構の管理及び運営に関し統括する。
- 3 研究機構長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 4 研究機構長に欠員が生じた場合の補欠の研究機構長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 5 研究機構長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究機構長)

第6条 副研究機構長は、自然科学分野の研究組織の専任の教授のうちから、研究機構長が指名する者をもって充てる。

2 副研究機構長は、研究機構長の職務を補佐する。

3 副研究機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副研究機構長の任期は、当該副研究機構長を指名した研究機構長の任期の末日以前とする。

(専任教員)

第7条 専任教員の選考は、研究機構長の推薦を受けて、学長が行う。

(国際共同研究員)

第8条 科学技術研究機構に、本学の自然科学分野の国際的な研究力の向上を図ることを目的として、国際共同研究員を置く。

2 前項の国際共同研究員は、研究機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 研究機構長は、前項の推薦を行うに当たり、自然科学分野の研究組織を対象に公募を行い、当該組織の長の推薦を受けた教員のうちから、国際共同研究員候補者を決定する。

4 国際共同研究員の任期は、原則として3年とする。ただし、研究機構長が必要と認めた場合は、4年を限度として任期を付すことができる。

(運営委員会)

第9条 科学技術研究機構に、熊本大学国際先端科学技術研究機構運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、研究機構長、副研究機構長、自然科学分野の研究組織の長及び大学院先端科学研究部の研究部長補佐をもって組織する。

2 委員会は、研究機構長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、その議を経るものとする。

(1) 科学技術研究機構の運営に関する重要事項

(2) その他研究機構長が必要と認めた事項

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自然科学分野の研究組織の将来計画に関する意見交換を行うものとする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、研究機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副研究機構長がその職務を代行する。

(議事)

第11条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第12条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 13 条 科学技術研究機構及び委員会の事務は、教育研究支援部自然科学系事務課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、科学技術研究機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 176 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 7 日規則第 183 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 7 日から施行し、改正後の第 8 条第 4 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 この規則の適用日前に国際共同研究員として任命された者の任期は、この規則による改正後の第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 177 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。